

令和6年度  
南部町



# 福祉タクシー券

～あなたのお出かけサポートします～

山梨県タクシー協会に加盟しているタクシー会社で利用できるチケットです。

対象者は**無料**で申請できます。

<b>6</b>	令和6年度
南部町福祉タクシー乗車券	
No.001	
利用年月日	年 月 日
利用区間	～
メーター表示額	円
1回の乗車で1人につき2枚まで使用できます。 2人以上で乗車した場合でも1人につき2枚まで使用できます。 ※乗車運賃を超え	
有効期限	日
対象者以外への 紛失した場合は、	
南部町	
山梨県内のみ有効	

## 対象者

- ・ **75歳以上**の方：75歳に達する月から申請できます。
- ・ **70歳以上のみの世帯**の方：世帯全員が70歳に達する月から申請できます。
- ・ 身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

※自動車税の減免や燃料費の助成を受けている方は対象外です。

※施設入所中の方には交付できません。

## 交付枚数

1枚 **500円**の券を、ひと月当たり4枚、最大で**48枚**交付します。

(※交付枚数の例：4月申請→48枚 5月申請→44枚 6月申請→40枚)

## 利用方法

1回の乗車につき1人**最大2枚**までご利用いただけます。タクシー券をお持ちの方複数人で乗り合いした場合は、**乗車人数×2枚**までご利用いただけます。

## 申請書類

- ・ 申請書 (下記申請窓口に申請書があります)
- ・ 本人確認ができるもの (運転免許証、保険証、マイナンバーカード等の**いずれか1点**)

※対象者本人以外が申請される場合は、申請時に対象者本人の本人確認書類(コピー可)をご提示ください。

**3月28日より申請受付を開始しています**

## 申請場所

南部町役場

分庁舎 福祉保健課 / 本庁舎 住民課 / 万沢支所

## お問合せ

福祉保健課 64-4836 平日8:30~17:15